

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 7 日

各都道府県 児童扶養手当担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室扶養手当係

ひとり親世帯臨時特別給付金に係る申請受付の機会を活用した
改正後児童扶養手当制度の施行に向けた対応について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 2 年度一般会計補正予算（第 2 号）が成立し、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業（以下「給付金」という。）が実施されるところです。

給付金の支給対象者には、現に児童扶養手当の支給を受けている者のみならず、公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者や家計急変者（以下「公的年金給付等受給者等」という）が含まれており、障害年金を受給している公的年金給付等受給者等については、令和 3 年 3 月に施行される児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しにより、今後、児童扶養手当の受給者となる可能性が高いものと考えられます。

このため、給付金の申請手続は、併給調整の見直しにより新たに児童扶養手当の認定請求が必要となる障害年金を受給してるひとり親の方への貴重な請求勧奨の機会となるものと考えられることから、障害年金を受給している公的年金給付等受給者等が給付金の申請手続を行った場合には、例えば、

- ・ 「児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しに係る広報・周知の依頼について」（令和 2 年 6 月 5 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室扶養手当係事務連絡）の別添 1 によりお示ししている広報・周知用の資料等を活用し、改正後の児童扶養手当制度について説明を行うとともに、
- ・ 給付金の申請と併せて、児童扶養手当の認定請求についても行うよう促す、
- ・ 給付金の申請者のうち、障害年金を受給している方について、氏名、生年月日、性別及び住所等に関する情報のリストを作成し、併給調整の見直しにより新たに児童扶養手当の受給対象となる方に対する請求勧奨を実施する、

などの対応を積極的に行い、令和 3 年 3 月に施行される児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを円滑に施行するために必要な対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、ご了解いただくとともに、管内市（指定都市、中核市、特別区を含む。）町村に対し周知をお願いします。